

群馬県空手道連盟の表彰に関する規程を次のように定める。

《功労者賞表彰規程》

〈目的〉

第1条 この規定は、空手道の振興に顕著な功労があった者を表彰し、本県空手道及び生涯武道の振興に資することを目的とする。

〈表彰の対象〉

第2条 表彰は、次の各号いずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 本県空手道の振興に功労のあった者
- (2) 指導技術が優秀で選手育成に功労のあった者
- (3) その他表彰委員会で必要と認められた者

〈表彰を行う者〉

第3条 表彰は群馬県空手道連盟会長（以下会長という）が行う。

〈具申の方法〉

第4条 理事長及び各郡市連盟等は、表彰に該当する者がいるときは、指定された期日までに、具申書に関係書類を1部添えて、会長あて具申するものとする。

- (1) 推薦書（様式1号）

〈受賞者の決定〉

第5条 受賞者は、理事長及び各郡市連盟等からの具申に基づいて表彰委員会に付託し、理事会の承認を得て会長が決定する。

〈表彰の期日〉

第6条 表彰は、10年毎に行う。ただし、特に会長が必要と認めるときは、随時行うことができる。

〈表彰の方法〉

第7条 表彰は、表彰状と記念品を授与して行う。

〈その他〉

第8条 この規程に定めるもののほか、功労者賞の表彰に関して必要な事項は、別に定める。

2. その他の賞については理事会で決定する。

附 則 この規約は昭和60年 4月13日 施 行

平成 7年11月11日 一部改正

《功労者賞表彰細則》

表彰規程によるもののほか、次のように定める。

1. 功労者賞の名称及び規準を次のように定める。

- (1) 最高荣誉賞：本連盟の役員等として、継続して40年以上本連盟の活動・運営に貢献した者で、荣誉賞を受賞した者。
- (2) 特別荣誉賞：本連盟の役員等として、継続して35年以上本連盟の活動・運営に貢献した者で、荣誉賞を受賞した者。
- (3) 荣誉賞：本連盟の役員等として、継続して30年以上本連盟の活動・運営に貢献した者で、功績賞を受賞した者。
- (4) 特別功績賞：本連盟の役員等として、継続して25年以上本連盟の活動・運営に貢献した者で、功績賞を受賞した者。
- (5) 功績賞：本連盟の役員等として、継続して20年以上本連盟の活動・運営に貢献した者で、功労賞を受賞した者。
- (6) 特別功労賞：本連盟の役員等として、継続して15年以上本連盟の活動・運営に貢献した者で、功労賞を受賞した者。
- (7) 功労賞：本連盟の役員等として、継続して10年以上本連盟の活動・運営に貢献した者。

(役員とは、会長・副会長・顧問・理事・監事等をいう。)

2. 表彰委員会とは、常任理事会をいう。

3. その他、必要な事項は理事会で決定する。

附 則 本細則は、平成17年10月1日 一部改正